

元木泰雄著

『院政期政治史研究』

高橋 秀樹

昨今の院政研究の層の厚さは驚くほどで、白河・鳥羽院政期を中心に様々な角度からの研究が生み出されている。美川圭氏・坂

本賞三氏・安原功氏による公卿議定制についての論争や井原今朝男氏が提唱された「職事弁官政治」「共同執行論」をめぐる議論、王権論、国家機構や財政に関する研究、国家と寺社などの諸権門とのかかわり、都市・芸能・文化、男色など、その広がりと深化はめざましい。本書は、院政期研究をこうした今日の隆盛に導いたリーダーの一人、元木泰雄氏がまとめられた著作で、著者のもう一方の研究の柱である武士研究を概説した『武士の成立』（一九九四年、吉川弘文館）につづく二冊目の著書ということになる。著者が一九八〇年代初頭から九〇年代にかけて発表された一二編の論文と新稿一編が三部に編成され、それに序論・結語が加えられている。大半の論文には初出時以降の研究成果を踏まえた補訂や注でのコメントが加えられており、旧稿をそのまま並べただけという著作が少なくないなかで、著者の前向きな姿勢が感じられる。

各章ごとに内容を紹介し、論評を加えることにしたい。

序論 院政期政治史研究の課題

林屋辰三郎氏以来の研究史を整理して、貴族と武士である在地領主の対立の中で武士が台頭し、貴族政権は後退するという領主制論に基づく図式が変わっていないという現状認識を示し、本書における具体的な論点を述べて、「院政期から保元・平治の乱、平氏政権、そして内乱期に至る政治構造を一貫して包括的に把握することを目指し」、「個別の権門に関する研究を吸収するとともに、領主制論の限界、問題点を超克する新たな政治史を構築したい」という考えを示す。

近年の研究動向に立ち、一般的には今なお通説的な位置を占める領主制論を克服しようという姿勢は、領主制論に基づく通説に代わる武士論を職能論をふまえて展開しようとした前者とも共通するもので、著者の一貫した問題意識が窺われる。領主制論と権門体制論が大きな研究史の枠組みであることは確かで、大枠としては異論がないが、その二つのみで研究史を押さえていこうとすると、皇統に注目する河内祥輔氏・保立道久氏の王権論・政治史叙述、晩年の棚橋光男氏の研究など、そこからこぼれてしまう研究動向もあるのではないか。

I 院政の成立と展開

第一章 三条朝の藤原道長

天皇との血縁・姻戚関係がない公卿を排除した天皇とミウチに

よる共同政治であるミウチ政治が一〇世紀前半の藤原忠平執政期に成立したこと、ミウチの中でも外祖父の地位が重要であったことを構造的に論じ、それを踏まえて三条天皇と道長との関係を追って、一条朝における母后詮子のような調整役やミウチ関係から対抗しうる貴族の存在を欠き、天皇よりも外孫である東宮をより大きな権威の源泉としていた三条朝の道長は、天皇の補佐をする関白への就任を拒絶し、強引な人事と陣定・官奏という太政官機構を利用して天皇に圧力をかけて退位を迫って外孫後一条天皇の即位を実現させ、摂政に就任するも一年で辞して摂政を凌ぐ外祖父として政界に君臨したとする。

三条天皇時代の人事や陣定のありかたを具体的に提示した点が興味深かったが、本章の眼目となると、これまで「権力の環」「権力核」における「外戚たる摂関」とひと括りに捉えられていた外戚の中で、とりわけ外祖父に注目した政治構造の分析であろう。外祖父と外伯叔父を峻別すべきであるという著者の考えには大いに賛同するが、それを柱とする摂関政治の構造分析についてはいくつかの点で疑念がある。

まずは外戚が政治を主導する摂関政治における外戚の権威の源泉を「母系制社会」に求めている点である。これは高群逸枝氏の説を援用した土田直鎮氏の研究を踏襲したものと見られるが、今日、奈良時代以前の社会を父系制社会と見るか双系制の社会と見るかは意見が分かれるものの、平安時代、特に一〇世紀以降を父系制社会と見ることに異議を唱える論者はほとんどおらず、平安中期の貴族社会を母系制社会とする高群氏の考えはほぼ完全に否定されているはずである。母系制社会とは、代々女性の血縁関係

ないし系譜（出自）にもとづいて親族集団を編成し、財産や地位の相続や継承の方法を決定する社会のことを指すのが通説である（『事典家族』弘文堂）。ところが、著者は平安中期を「母系制社会」と言いつつも、「政治的地位は原則として父系で相承されており」と述べている（七四頁）。何をもって「母系制社会」とするのかも不明である。

第二は伯叔父が摂政・関白の地位に就いて初めて天皇の代行・補佐が可能となったに過ぎないのに対し、外祖父にはその地位と関わりなく天皇大権を代行しえたという点、道長が摂政を辞しても外祖父の立場で政務を主導することを可能にしたのは天皇大権を代行し得た外祖父の権威であったとする点である。外祖父が摂政の地位に就かず政務を主導したというならともかく、藤原良房・兼家・道長はいずれも外孫の即位とともに摂政になつていたのであるから、外祖父であっても天皇大権の代行に摂政の地位（あるいはそれを経ること）が必要であったと考えざるを得ない。著者は道長が外祖父として母后彰子を包摂していたことを論じているが、それと同時に、現任の摂政である頼通をも親権によつて包摂していたことを見逃してはならないだろう。外孫後一条天皇を擁した道長の政務主導は、母后彰子の包摂、摂政頼通の包摂のどちらを欠いても成立し得なかったと思うのである。

やはり、摂政・関白や内覧の地位につける家筋が固定化していく中で、外戚関係の独占と彼が父系的に引き継いでいる官職を中心とした政治的立場とが結びついていたところに摂関政治の特質があるのではないか。その後、摂関に就任しうる家から外戚が出なかつたことで、両者が結びついた摂関政治は終焉を迎えるとい

う説の方がわかりやすい。

第二章 摂関政治の衰退

前章でのミウチ政治論をふまえて、後三条・白河親政期における外戚関係の喪失によるミウチ政治の解体と天皇親政を支えた名族出身の側近公卿の台頭を公卿構成の変化から論じて、その背景に公卿の家格の確立があったこと、次いで院自身が直接的に政治に介入し主導した鳥羽天皇即位後は側近公卿に代わって、院の意のままに動く諸大夫層出身の院近臣が台頭するようになったことを述べる。

まず、名族出身で院・天皇に近侍して政治的影響力を有した公卿・官人を、院近臣と区別して院の「側近」として捉えるという視点を提示したことが評価されよう。また、公卿構成を図表化して、ミウチ政治の構造的変質¹¹衰退をミウチ公卿の減少という目に見える形で示し、その原因を一条以降の天皇が皇子に恵まれなかったことや道長系による摂関・外戚の地位の独占に求め、家格社会の成立が非ミウチ公卿を支えた点と見る点、さらに側近公卿の早世や配流による失脚という事態を偶発的とのみ見るのではなく、それに対して救済措置をとらなかつた白河院の、側近公卿に依存する立場から近臣を重視する姿勢に転じた意志を見出した点も興味深い。

評 頼通の実子が他の貴族官人の養子となつたことを摂関の直系相承化の所産であつた可能性が高いとするが、頼通実子が他の貴族と養子関係を結んだのは『愚管抄』が記すような正妻隆姫への配慮を前提に、有力貴族藤原公任らとの親族ネットワークの形成を

目的としたものであつたと考えられる（拙著『日本中世の家と親族』吉川弘文館）。

政治力を持った白河院側近の事例として鳥羽天皇踐祚の際の源俊明の行動を取り上げ、「摂政決定の遅延を不審に思い院御所に乗り込んだ大納言・民部卿源俊明は、逡巡する白河院を制して直ちに忠実に摂政を宣下すべきことを決定してしまつたというのである」とする。しかしこの史料解釈はやや強引で、逡巡する白河院に早期決定を迫つてはいるが決定を下したのはあくまで白河院である。またこの時期の学者実務官人と菅原道真との違いを「政界で孤立した少数派ではなかつたし、摂関家とも決して対立していたわけではない」とするが、『今鏡』には頼通が大江匡房を不快に思つていたという記事がある。道真とこの時期の学者実務官人との違いは、数や摂関家との学問授受関係による親しさの有無などではなく、娘を後宮に入れたことで将来外戚関係を築いて摂関の地位を脅かす可能性があつた道真に対し、家格が成立してきた一世紀後半の学者実務官人はすでに摂関家の地位を脅かす存在ではなくなつていたことを重視する必要がある。

第三章 知天の君の成立

院政成立に関する先行研究を検討しつつ、摂関時代のミウチ政治において潜在していた父院の権威や権限が摂関家の外戚関係の崩壊とともに表出して、天皇・摂関の地位継承をめぐる紛議に際して人事決定権を行使するようになり、白河院の計らいによって内覧の地位を与えられた藤原忠実が政務決裁を白河院に仰ぐようになって、院の広範な国政関与が可能になつたこと、堀河天皇の

死によって、天皇・摂政を意のままに従属させ、国政全般の決裁に関与する地位を獲得したことを述べる。

父院について「ミウチの家長」と表現している個所が見受けられるが、著者がミウチを天皇を中心とした「親類」的な関係概念で捉えているのか、父方親族・母方親族を含めた集団として捉えているのか疑問が湧いてくる。一般に、日本社会の親族構造は、父系的な同族集団と、父方・母方血縁者及び姻族を含む自己中心的な双方的親族関係（キンドレッド）である親類の二重構造をとると考えられている。親族集団である同族には族長・家長のような統括者が存在するが、親類は個人を中心とした関係・範疇を指すもので、帰属意識のあるような社会単位としての集団ではないから、家長のような統括者は原則として存在しない。したがって、母方親族や姻族を含むミウチは、親族としてはミウチ関係という「親類」的な概念で捉えるべきで、家長が存在するような親族集団として捉えるべきではない。ミウチを集団として捉えたいのであれば、親族集団とは切り離し、天皇と親類関係にある人々を主たる構成員とする政治グループで、父院がそのリーダーであるとした方が矛盾がなくなるだろう。

第四章 院の専制と近臣——信西の出現——

院の近臣を、院の寵愛を得て経済奉仕をする大国受領系と蔵人・弁官を歴任して活躍する実務官僚系に分類し、奏事を通じて政務決定に関与した後者の第一人者藤原為房流の世代交代の間隙を縫って信西とその子息が台頭し、大国受領としての地位も占めるようになったこと、平治の乱は、院近臣であり、二条親政派に

も子息を送り込んでいた信西にその立場を脅かされた実務官僚系・大国受領系双方の伝統的院近臣家が連合して信西打倒に立ち上がったところに本質があったことを述べる。

実務官僚としての信西台頭の背景の分析や平治の乱に際して広範な反信西勢力の結集があったと見る点は大いに賛同できる。ただ、代表的な院の近臣である為房子息にも五位蔵人や弁官を経ず、伊予守などの受領を歴任した人物もいるし、顕隆・顕頼・惟方・長方・光頼などは近江・丹波・備中の守にもなっているから、院の近臣の「家柄」を実務官僚系と大国受領系とに分類するのはやや難しいのではなからうか。

付論(1) 院政期における大国受領

——播磨守と伊予守——

平安後期における諸国の等級の実態を分析して、畿内の大和・摂津が荘園領主の強力な支配力のために極めて低く評価されたのに対し、大規模な造営を支える瓦の産地であった播磨や院の御厩支配と結びついた伊予は一二世紀初頭に最上級である四位上蔭任国となつて国守は院近臣に独占されたが、鳥羽院政末期以降になると西国守の権威は崩壊したとし、これを知行国制度や王家領荘園の集積に伴つて院政の経済基盤としての受領の時代が終わつたと評価する。

二国の経済的な位置づけ、大国受領の経験者の昇進過程とその変遷を明らかにした実証的な研究成果として重要であり、今後の研究の基礎となっていくだろう。

II 院政期における摂関家

第五章 摂関家政機関の拡充

一〇世紀前期に令制家務所の枠組みを超える機関として成立し一二世紀前半にかけて拡充された政所は、発給文書に効力を与えるための署判を加える別当と実務を担う下家司から構成される所領管理・用途調進管理の機関であり、用途調進には下文発給による諸荘園への所課と所宛などを通した別当・下家司による勤仕という二つの形があって、家司（別当）の勤仕が形骸化する中、下家司の調進や下家司の下文発給による荘園所課が主流となっていくこと、殿上と深い関係を有して成立した侍所も、職事・所司・侍等から構成される主従関係の維持・統制の中心的機関として一世紀後半以降拡充されていったことを論じる。

二篇の初出論文は中世の摂関家政機関に関する初めての本格的な研究であり、その二篇を統合して改稿した本章が今後のこの分野の研究にとって最も重要な位置づけを与えられることは疑いない。あえて問題点を指摘するならば、政所の機能に関する部分で、用途調進の機能を持つ機関であることは妥当であるが、家領の管理機関とまで言えるかどうかである。政所始の吉書に封戸返抄や荘園の解文が用いられているからといって、「政所の本質が家領の管理にあったことを明示している」というのはやや飛躍があるように感じる。

第六章 摂関家における私的制裁

平安後期、有力貴族の従者に対する制裁・拘束権は公権力である検非違使の職権を制約するほど強力で、摂関家では暴力事件に際して私的制裁として様々な場所での拘禁が行われていたが、一世紀末以降は屈辱的性格を有する厩拘禁が定着し、加えて主命違背が制裁理由となったこと、これは主従関係の強化と摂関家の公権力からの離脱、独自法圏の形成を物語っており、その背景には従者のもつ官職の形骸化や主家権門への依存度の増大、荘園所職の給恩化の一方、院政の成立に伴う受領家司の離反への対応などがあつたことを明らかにし、一二世紀前半になって興福寺僧などに対する死刑・流刑を含む制裁が忠実やその後継者である頼長によって加えられるようになったことを、政権を失つた摂関家が藤原氏支家や忠通との対立の中で宗教的権威の統制による政治基盤確保を図つたからであると見る。

これもその後の研究の基礎となつた重要な論考である。康治元年（一一四二）の反信実派の興福寺僧徒を奥州流刑に処した事件について、忠通との対立の中で信実と連携した忠実が大眾勢力を掌握して寺内に権力基盤を確立しようとしたと位置づけるが、典拠となつた『台記』には忠通が為義に命じたと記されており、「或説」として忠実の命によって忠通が行つたとあるが、いずれにしろ氏長者忠通によって実行されていることには注意が必要だろう。本書全体を通じて、保元の乱前の摂関家がほぼ忠実―頼長関係のみで理解され、藤原忠通の位置づけが過小評価されている感がある。また「院近臣たる藤原氏支家との対立」とする点につ

いて、摂関家と院近臣との対立の問題と摂関家（あるいは氏長者）―氏人との問題とはやや次元が異なるだろう。院近臣と摂関家との対立については第二章以下でも述べられてきたが、摂関家（あるいは氏長者）と「藤原氏支家」（氏人）との関係の実態については論じられていない。

第七章 院政期興福寺考

摂関期から院政期にかけての寺院強訴の原因を分析し、院政期に見られるようになる興福寺に対する院の人事介入・抑圧の背景に、維摩会を中心とする独自の昇進秩序を持っていた南都に対する白河院の僧綱人事権掌握の意図があったことを読みとり、実力行使によって院の介入を阻止した興福寺大衆は、鳥羽院の強硬姿勢に対して、院と興福寺との融和を目指す摂関家の藤原忠実と結合し、その統制下に従属するようになり、保元の乱を迎えたこと論じる。

本章で本格的に展開される複合権門論の基礎的な考察の一つであり、多くの論点を提起した論文として注目される。ここで指摘された、一一世紀後半まで氏長者でもある摂関の子弟入寺が見られないなど人的結合が希薄で、寺領荘園問題に関しても冷淡であったという摂関家と興福寺との関係は、氏長・氏人と氏寺との関係のあり方としても興味深い。近年、藤原南家と栄山寺、勧修寺流藤原氏と勧修寺、日野流藤原氏と法界寺など氏寺・一門寺に関する研究が蓄積されてきている。これらの寺院と興福寺との比較や、本章で政治史として把握された興福寺の「宗教的権威」を紹介した氏長者と藤原氏支家との関係変化を、「氏寺」をめぐる祖先

祭祀、氏の親族的結合の問題として捉え直す必要があるという示唆を受けた。評者を含め「氏」の問題等に関心をもつ者に課された課題となろう。

Ⅲ 平氏政権と内乱

第八章 院政期政治構造の展開

―保元・平治の乱―

院政期の院・摂関家とともに複合権門であったが、院権力の本質が権門としての組織にあるのではなく、人事権を通じた国家権力の掌握にあったのに対し、政権の座を失った摂関家は家産や主従関係を媒介として摂関家領の一元化・家政機関の拡充・武力の組織化・興福寺の統制という施策を行い、複合権門化したこと、この時期の軍事貴族は政治的・経済的に荘園領主権門に依存する存在で自立していなかったという院政期の政治構造を析出した上で、保元の乱・平治の乱の歴史的意義を考察し、複合権門を維持・統制しようとする頼長率いる摂関家は政界で孤立しており、摂関家権門の強大化を恐れた院近臣の挑発によって保元の乱が勃発し、その結果、複合権門摂関家は解体して、宗教的権威興福寺は摂関家から分離し、内包されていた武力も消滅したこと、信西らの中級廷臣層が台頭し、平清盛・源義朝も政治的に自立し地方武士とも結合して武家棟梁となり、廷臣の一角を占めるようになったこと、強力な知天の君の不在により院政派・親政派の対立抗争が生じ、反信西派の一斉蜂起によって平治の乱が起り、その結果院政派・親政派とも中心的人物を失って、清盛が事実上唯一

の勝利者となったことを論じる。

本章で注目されるのは、複合権門という捉え方であろう。この概念は「ミウチ政治」とならぶ本書の中核でもある。著者によって提起された新しい概念であるだけに、今後その是非をめぐって議論が播き起ころと思われる。例えば、源満仲らの中央軍事貴族と主従的な関係を持ち、氏長者として勸学院を通じて氏寺を管轄する道長時代のいわゆる摂関家は緩やかながらも複合権門と言えるのではないのか。また、複合権門が職能に分化した後の武家権門と著者が位置づけている鎌倉幕府も、鶴岡八幡宮寺という宗教的権威を内包していると考えられるから、著者が論じるような複合権門という性格が本当に院政期の院や摂関家、平氏のみに限定されるか検討が必要だろう。

第九章 後白河院と平氏

保元・平治の乱を通じて、後白河院と一定距離を保っていた平清盛は、後白河院政確立後、高倉天皇擁立で利害が一致し本格的な提携を図るようになったが、その一方で、専制化を目指す院・近臣と外戚となつて一門の家格向上・政治的地位の確保を図ろうとする清盛との政治構想の違いから、両者は常に緊張関係をもっており、鹿ヶ谷事件でさらに高まった緊張は、天皇の権威を背景に清盛の武力をもつて後白河院政を停止する治承三年政変を起こさせ、高倉院政、外孫安德天皇に政治を委ね、清盛が軍事面から擁護するという政治体制が確立したこと、権門寺院と結んだ以仁王の挙兵につづく内乱の中で行われた福原遷都・遷都後の清盛の施策は武力に裏付けられた強大な権力を背景に荘園領主権門の統

合を企図するもので、軍事独裁体制としての平氏政権はここに成立したが、高倉院の死、清盛の死によって後白河院が本格的に政界復帰すると、院に従属せず独自の軍事行動を続行する平氏は貴族政権と遊離し、都落ち、滅亡を余儀なくされたことを述べる。

治承三年の政変を平氏政権の成立とする通説に対して、福原からの遷都後を平氏政権の成立とする新説を提示した点が評価される。また従来、権門を超える存在としては國王たる天皇・朝廷太政官機構やそれを含み込んだ院(知天の君)のみと理解されてきたのに対して、平氏政権を「権門分立の超克を志向」し、「諸権門の上に君臨する」存在として捉えている点も新しい論点であろう。徳子の入内・立后を閑院流出身の忻子の例に倣ったもので家格の安定化を企図したものとし、外戚として政権を獲得しようとしたのではないとする。しかし、『玉葉』承安元年(一一七一)一二月二日条などによれば、後白河院の猶子となつた徳子の入内は藤原公実の娘待賢門院璋子の例に倣つたものである。公実が外戚であることを理由に摂政の地位を望んだ人物であることは周知に属する。婿高倉を知天の君、外孫安德を天皇とし、娘徳子を国母、婿基通を摂政として包摂している清盛の政治は、自身が摂関になれないという家格の限界を踏まえた新しいミウチ政治の展開と捉えることはできないだろうか。

付論(2)「福原遷都」考

治承四年六月の福原遷都は、平氏と平氏が擁立する安德天皇・高倉院政の正統性に疑念を抱いた権門寺院との政治的対立が極限状況に至つた中、対立回避のため平氏内部の反対論を押し切る形

で清盛によって断行され、還都論が高まる中、富士川の合戦の敗北による動揺から清盛も還都に同意したが、還都や後白河院の幽閉解除、基房の帰京は譲歩や妥協ではなく、院を無力化した上で象徴として荘園領主層を組織化し、内乱鎮圧に積極的に対処しようとする意図があったと解する。

還都の契機が富士川の合戦にあったことは、還都当日の『吉記』治承四年(一一八〇)一月二三日条の「今依闕東逆乱事、此沙汰出来」という一文から見ても妥当であろう。

第十章 平氏政権の崩壊

——治承・寿永の内乱の史的意義——

平氏政権は複合権門として国家権力を手中に収めて、権門の利益貫徹を行おうとしたこと、個別的・偶発的な契機で獲得した家人のみを強固に組織し、その他の地方武士は公権力によって動員するという軍制の欠陥があったことから、その他の権門・諸勢力との間に矛盾・軋轢を生じさせ、また保護の外に置かれた多くの武士団の不満の噴出をまねいて全国的な内乱が勃発することとなったとする。

平氏軍制の問題と並んで、平氏政権を院政期の院や摂関家同様、複合権門であったと見る理解が問題となろう。権門に内包される宗教的権威として嚴島神社が挙げられている。高倉院の御幸によって地位が高められていたのは事実であるが、国家的規模の大寺たる性格をもつ摂関家の興福寺などと比較すると、その権威は微弱と言えよう。複合権門化という理解にたった場合、むしろ延暦寺を氏寺に、日吉社を氏社に準じようとした動きの方が大きな意

味を持つのではないか。

最後に本書全体を通じての所感を述べておきたい。

摂関政治から治承・寿永の内乱に至る中長期的な政治史を本書のように一貫した視点でダイナミックに描こうとした専門書はこれまでなかったと言ってもいいだろう。古代史を専門とする研究者は摂関期までは取り上げても院政期に関しては展望を述べるまじりだったが、中世史を専門とする研究者は初期院政の歴史として摂関政治に言及するに過ぎなかった。こうした研究の断絶を埋めべく摂関政治から平氏政権までを連続した視点で正面から論じ、権門体制論をはじめとする現在の研究の枠組みに再検討を迫る本書は高く評価されるべきである。しかし、本書の眼目であるミウチ政治論や複合権門論を展開しているI部やIII部の歴史叙述はやや性急すぎて、先行研究の検討や実証レベルでの論証の不十分さも感じられた。本書が編まれたことで近年の政治史叙史的な研究論文の基礎に摂関家の問題を取り扱った初期の実証的な研究があることもあらためて認識できたのではあるが、根幹にある問題意識(権門の内部構造の変化とその政治的位置づけ等)の連続性の一方で、初期の研究と近年の研究との、特に方法論に起因する安定感の違いを強く感じてしまったのも事実である。

井原今朝男氏は本書を「明快な問題意識と鮮明な自己主張をもった書」「論争の書」と評した(『日本史研究』四一六)が、良い意味で本書が問題提起の書であることは間違いない。ミウチ政治論や複合権門論をはじめとして、本書で提起された様々な問題は今後議論されていくだろう。全体的な枠組みの可否の検討は勿論、

著者の問題意識に学んで、実証的な研究を積み上げていくことも、この著作を手にした我々に与えられた課題であろう。著者が次期の研究対象とされる鎌倉時代政治史の論考への期待が高まるが、一般読者をも惹きつけるような魅力的な当該期通史を執筆されんことも望んでやまない。

本書のもつ豊かさ、大きさを前に、無い物ねだり、且つ、揚げ足取りのような書評に終始してしまったことと、大幅な執筆遅延をお詫びし、著者をはじめとする方々のご寛恕を乞いたい。

(A5判 三八一頁 索引二八頁 一九九六年一月 思文閣出版 七八〇〇円)

(放送大学講師